

2007年(平成19年)5月24日

学校法人 大原学園
理事長 安部 辰志 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清 水 巖

〒655 - 0022
神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内
TEL: 078 361 7234
FAX: 078 361 7228
URL: <http://hyogo-c-net.com>
〔連絡先〕 かけはし法律事務所
弁護士 亀井尚也
TEL: 078 361 9494
FAX: 078 361 9493

再 申 入 書

当NPO法人の申入書に対し、真摯なご対応をいただきましたことにつき、敬意を表します。

さて、貴社より過日いただきました「平成19年3月30日付回答書」について、その趣旨は概ね理解致しましたが、更に契約内容を適正化するとともに受講申込者に対して契約内容を明確化する見地から、以下のとおり善処されるよう申し入れます。

なお、貴社の更なるご対応策について、お手数ですが、本書面到着後1ヶ月以内に文書にてご回答のうえ、あわせて新しい規約・パンフレット等の資料をご送付いただきますよう、お願い申し上げます。

第1 再申入れの趣旨

貴社の平成19年3月30日付回答書「第3 今後の対応」について、

- 1 「(取消、解約、休学、返金について)の規約 受講申込後の取消、解約・・・ご相談の上、解約等に応じさせていただきます。」の「ご相談の上」の文言を削除されたい。
- 2 「規約適用開始時期」に記載されている返金金額計算方法の策定につき、その詳細と時期を明らかにしていただきたい。
- 3 パンフレットに記載の講座申込規約に関しては、返金金額計算方法の策定後、パンフレット作成の都度、順次変更の予定とされているが、現在の受講者及び受講申込者

に対しても規約変更内容について文書で周知される措置を採られたい。

第2 再申入れの理由

- 1 貴社回答書の「第2 現在の対応」によると、受講申込者による契約解除が理由の如何を問わずいつでも可能であることを前提にしておられることが窺われるが、そうだとすれば、「ご相談の上」といった曖昧な文言を入れるのは、契約解除の申し出があった場合に「ご相談」いかんにより貴社が申し出を受け付けないことがあるかのような誤解を与え不適切と思われるため。
- 2 「規約適用開始時期」に関し、返金金額につき講座・受講形態・お申込方法別に計算方法を策定し、策定完了講座より直ちに運用を開始すると記載されているが、貴社回答書の「第2 現在の対応」ではすでにそれに沿った対応をされているように見受けられる。したがって、策定が完了してはじめて新しい規約を適用するかのような記載は不適切と思われるし、計算方法の策定を完了すること自体もさほど時間がかかるとは思われない。そこで、その点についての詳細と時期を明らかにしていただきたい。
- 3 貴社回答書の「第2 現在の対応」では新しい規約の前倒し的な運用をされているように見受けられる。そうだとすれば、講座申込規約に関して、返金金額計算方法の策定後、パンフレット作成の都度、順次変更の予定とされるにとどまらず、現在の受講者及び受講申込者に対しても遡って契約内容を明確化する見地から、規約変更内容について文書で周知される措置を採ることが必要であると思われるため。

以上